

令和8年度羽曳野市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、市が障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものである。

1. 目的

市が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進することで、障害者就労施設等が供給する物品等に対する市全体の需要の増進を図ることをもって、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本方針において「障害者就労施設等」とは、法第2条第2項から第4項までに規定する次に掲げる施設等とする。

- (1)障害者支援施設
- (2)地域活動支援センター
- (3)生活介護事業所
- (4)就労移行支援事業所
- (5)就労継続支援事業所（A型・B型）
- (6)小規模作業所
- (7)特例子会社
- (8)重度障害者多数雇用事業所
- (9)在宅就業障害者
- (10)在宅就業支援団体

3. 適用範囲

本方針は、市のすべての組織に適用するものとする。

4. 調達を推進する物品等

本市が調達をする物品等は、次のとおりとする。

(1) 物品

事務用品・書籍、食料品・飲料、小物雑貨、その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

印刷、クリーニング、清掃・施設管理、情報処理・テープ起こし、飲食店等の運営、その他障害者就労施設等が提供可能な役務

5. 調達目標

調達については、予算の適正な執行、契約における公正性及び競争性に留意しつつ前年度を上回る調達実績を目標に着実な推進を図るものとする。

6. 調達の推進方法

市は、契約手続きの透明性の向上及び公正な競争の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策又は他の行政目的との調和を図りつつ、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、次に定める事項について取り組むものとする。

(1) 障害者就労施設等が提供する物品等の内容など、その調達の推進のために必要な情報提供を行う。

(2) 障害者就労施設等からの物品等の調達に際して、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約についても積極的に活用するよう努めるものとする。

(3) 共同受注窓口を通じた調達の検討

障害者就労施設等と直接契約を締結しない場合であっても、共同受注窓口（受注内容に応じて複数の障害者就労施設に対して受注業務を斡旋・仲介する窓口をいう。）を通じた調達について活用することも検討する。

なお、施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者就労施設等に準ずる者として「一般社団法人エル・チャレンジ福祉事業振興機構」を認定したため、当該法人を共同受注窓口として契約する場合は、施行令第167条の2第1項第1号の規定により、市財務規則第129条で定めた額を超えて随意契約を行うことができるものである。

7. 調達実績の公表

市は、当該会計年度の終了後、障害者就労施設等からの物品等の調達実績の概要を取りまとめ、ホームページ等により公表するものとする。

8. 担当窓口

本方針の担当窓口は、保健福祉部障害福祉課とする。

9. その他留意すべき事項

市は、予算の適正な使用に留意しつつ、障害者就労施設等の受注機会の増大を図るため、次に定める事項について取り組むものとする。

(1)物品等の調達の必要性が新たに生じた場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するものとする。

(2)市が随意契約できる金額の範囲内にて物品等を調達するに当たり、障害者就労施設等が同等のものを供給することが可能な場合は、当該施設等から優先的に調達するものとする。

(3)物品等の調達は、可能な限り計画的なものとするとともに、障害者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期又は履行期間の設定に努めるものとする。

(4)物品等の調達に際しては、障害者就労施設等との契約が円滑に行われるよう、必要に応じ障害者就労施設等に対して規格等必要な事項について懇切丁寧に説明するよう努めるものとする。